

資料 6

# まちづくり調査特別委員会提出資料

## 住民投票に関する規定のある法律、条例等について

地方自治法（抜粋）

## 第二節 解散及び解職の請求

**第七六条** 〔議会の解散請求及びその処理〕  
議院の選挙権を

有する者は、政令の定めるところによれば、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から「普通地方公共団体の選舉管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をする」とある。（平成1回法改正）

本国憲法（抜粋）

**第九十五条**【特別法の住民投票】一の地方公共団体のみに適用される特別法が、規則の定めるところにより、その

の地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

[+]  
総務省四回十一月廿二日付  
「新規法の制定に付随する税制改訂→國庫大正十二年六月三十日」  
の企画立案等

第八〇条【議員の解職請求及びその処置】① 選舉權

第八一章【表の翻訳本文の写真】

第八〇条【議員の解職請求及びその処置】(一) 選舉権を有する者は、政令の定めるところにより、所屬の選舉区においてその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合は、その超えた数に六分の一）を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数との合算して得た数（以上の者の選署をもつて、その代表者算して得た数）以上者の選署をもつて、その代表者が、選舉地方公共団体の選舉管理委員会に対して、当該選舉区に属する選舉地方公共団体の議會の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選舉権を有しないときは、選舉権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合は、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数との合算して得た数と合算して得た数）以上の者の選署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。（平

成(一因法日本頃改定) 項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求

③の裏面を課外選舉区間に公表しなければならない。  
第一項の請求があったときは、選舉委員会は、これを当該選舉区の選舉人の投票に付さなければならぬ。

の場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付されなければならない。

(4) 第七十四条第五項(選舉権を有する者の三分の一)は第一項の選舉権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、そ

の超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数について、  
一頁の代表者

同条第六項(代表者の資格認定)の規定は、第一項の代表者につきて、同条第七項から第九項まで(選舉期間中の署名運動の制限、署名の委託)及び第七十四条の二から第七十

四条の四まで(署名等、違法署名運動の記録等)の規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。こ

の場合において、第七十四条第六項第三号に規定する県の区域内」とあり、及び「市」であるのは、「選出区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替える

○公選一(5)。一五、附②、政資(八)[選舉権の導入]調査  
管理費全額→一八、一八六[請求の手続]→八五、細則令10  
〇一〇九三、一一〇選舉人の投票→八五[区域選舉の場合]二五、六〇②

## 旭川市市民参加推進条例（抜粋）

### （市民投票の実施）

第14条 市長は、市の存立に係る重要な事項であつて、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 札幌市自治基本条例（抜粋）

### （住民投票）

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 豊中市自治基本条例（抜粋）

### （市民投票）

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。

4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

平成23年地方自治法改正以降の他都市における基本構想等についての規定状況

自治体名	平成23年地方自治法改正以降の対応									
	まちづくり基本条例（自治基本条例）を改正した事例	その他の条例の制定又は改正を行った事例								
埼玉県草加市	<p>草加市みんなでまちづくり自治基本条例            (改正箇所)            第11項第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の」を削る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。</td> <td>第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。	第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。					
改正後	改正前									
第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。	第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。									
北海道苫小牧市	<p>苫小牧市自治基本条例            (改正箇所)            第17条第1項中「議会の議決を経て」及び「(地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。)」を削る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。</td> <td>第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。）を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。	第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。）を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。	<p>苫小牧市議会の議決事件に関する条例            (改正箇所)            第2条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。            (1)基本構想を定めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。            (1) 基本構想を定めること。            (2) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。</td> <td>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。            (1) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 基本構想を定めること。 (2) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。
改正後	改正前									
第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。	第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。）を定めるとともに、その実現を図るために基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。									
改正後	改正前									
第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 基本構想を定めること。 (2) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。									
東京都杉並区	<p>杉並区自治基本条例            (主な改正箇所)            第14条第1項中「地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て」を「区の最上位計画であり」に改め、「基本構想を」の次に「区議会の議決を経て」を加え、「基本計画等」を「、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）」に改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14条 区は、区の最上位計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るために、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</td> <td>第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	第14条 区は、区の最上位計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るために、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。	第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。					
改正後	改正前									
第14条 区は、区の最上位計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るために、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。	第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。									
沖縄県石垣市	石垣市自治基本条例～改正なし	<p>地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例            (内容)            地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件を、①石垣市総合計画基本構想（10年計画）、②石垣市基本計画（5年計画）とする旨を規定</p>								
鹿児島県鹿児島市		<p>鹿児島市総合計画策定条例            (内容)            地方自治法の改正に伴い、基本構想に係る議会の議決事項など総合計画の策定に関し、必要な事項を定める旨を規定</p>								